

12 清総契第 2 号
平成 12 年 4 月 1 日
副 管 理 者 決 定

改正 平成 14 年 3 月 20 日 13 清総契第 244 号
改正 平成 16 年 3 月 26 日 15 清総契第 380 号
改正 平成 17 年 4 月 1 日 17 清総経第 11 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日 17 清総経第 586 号
改正 平成 18 年 7 月 11 日 18 清総経第 190 号
改正 平成 20 年 2 月 15 日 19 清総経第 488 号
改正 平成 21 年 3 月 11 日 20 清総経第 471 号
改正 平成 22 年 3 月 26 日 21 清総契第 281 号
改正 平成 24 年 3 月 9 日 23 清総契第 479 号
改正 平成 26 年 3 月 27 日 25 清総契第 656 号

東京二十三区清掃一部事務組合指名業者等選定委員会要綱

(設置)

第 1 条 東京二十三区清掃一部事務組合が施行する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約（所長又は所の課長に委任する契約を除く。以下「請負契約等」という。）に関し、厳正かつ公平に優良な業者を選定するため、東京二十三区清掃一部事務組合指名業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、請負契約等における次に掲げる事項について調査、審議する。ただし、予定価格が東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成 12 年規則第 51 号）第 43 条各号に定める金額を超えない契約に関する事項については除くものとする。

- (1) 指名業者の適格性の審査及び選定に関すること。
- (2) 特定業者の指定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、常勤副管理者の職にある者を充てる。常勤副管理者が構成委員とならない場合は総務部長である委員を、総務部長である委員が構成委員とならない場合は総務部契約管財課長である委員を充てる。
- 3 委員は、別表 1 に定める予定価格の区分に応じ、その職にある者を充てる。
- 4 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員をおくことができる。
- 5 委員会は、別表 1 に定める予定価格の区分に従って構成する。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(緊急時等の特例)

第7条 委員長は、緊急を要し委員会を招集することができない場合、非公表案件及び特に必要があると認める場合は、関係委員への回議の方法により委員会の開催に代えることができる。

(小委員会)

第8条 委員会に小委員会をおく。

2 小委員会は、小委員会委員長及び小委員会委員をもって組織する。

3 小委員会委員長は、総務部契約管財課長の職にある者を充てる。

4 小委員会委員は、別表2に定める職にある者及び小委員会委員長が指名した者をもってこれに充てる。

5 小委員会は、別表2に定める区分に従って構成する。

(準用)

第9条 第2条及び第4条から第7条までの規定は、小委員会について準用する。この場合において「委員会」とあるのは「小委員会」と、「委員長」とあるのは「小委員会委員長」と、「委員」とあるのは「小委員会委員」と読み替えるものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約管財課で行う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

	区 分	構 成 委 員
1	1 議会の議決に付すべき工事の請負契約 2 議会の議決に付すべき物品の買入れ契約	常勤副管理者 総務部長 事業主管部長 総務部総務課長 総務部契約管財課長 施設管理部管理課長 建設部計画推進課長 事業主管課長
2	1 予定価格 8,000 万円以上の工事の請負契約 2 予定価格 5,000 万円以上の工事以外の契約 3 予定価格 2,000 万円以上の特定製品を指定した物品の買入れ契約	総務部長 総務部総務課長 総務部契約管財課長 施設管理部管理課長 建設部計画推進課長
3	1 予定価格 3,000 万円以上 8,000 万円未満の工事の請負契約 2 予定価格 3,000 万円以上 5,000 万円未満の工事以外の契約 3 予定価格 2,000 万円未満の特定製品を指定した物品の買入れ契約	総務部総務課長 総務部契約管財課長 施設管理部管理課長 建設部計画推進課長

別表 2

	区 分	構 成 委 員
	1 別表 1 以外の指名競争入札 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号の規定に基づく随意契約のうち、別表 1 以外のもの 3 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約のうち、入札参加者以外の者と締結するもの（別表 1 に定めるものを除く）	総務部契約管財課長 総務部契約管財課契約係長 総務部契約管財課検査担当係長